

令和2年第2回

# 茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第56号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）

）

議案第67号 市道路線の認定について

報告第5号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第12号 令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について



# 議案第56号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算

(第7号)(議案書 P1~24)

歳入歳出それぞれ768,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100,515,926千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

茅ヶ崎市職員の公務災害等見舞金等に関する条例に基づく見舞金を支給するため、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目12 地域活動推進費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、第36回春の市民まつりが中止となったことに伴い、「委託料」を減額するもの

「目13 文化行政費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、茅ヶ崎

アロハマーケット2020が中止となったことに伴い、「負担金補助及び交付金」を減額するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目1 社会福祉総務費」

国民健康保険事業特別会計における第三者行為損害賠償請求事務手数料の増額に伴い、「繰出金」を増額するもの

「項2 児童福祉費」

「目2 児童保育費」

母子生活支援施設への措置費の増に伴い、「扶助費」を増額するもの

「項3 生活保護費」

「目1 生活保護総務費」

生活保護受給者を対象にした住まいの区分の新設に伴う生活保護システムの改修のため、「委託料」を増額するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「目1 保健衛生総務費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、PCR 検査の集合検査場である「茅ヶ崎医師会地域外来・検査センター」を運営するため、「委託料」を増額するもの

「款 7 商工費」

「項 1 商工費」

「目 1 商工振興費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、ちがさき産業フェア 2020 が中止となったことに伴い、「負担金補助及び交付金」を減額するもの

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、神奈川県内の休業要請等を受け、休業又は営業時間を短縮し、県協力金（第 2 弾）を受領した市内事業者に対して協力金を交付するため、「報償費」を増額するもの

「目 2 観光費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、「第 46 回サザンビーチちがさき花火大会」及び「浜降祭」が中止となったことに伴い、「負担金補助及び交付金」を減額するもの

「款 8 土木費」

「項 2 道路橋りょう費」

「目 4 橋りょう新設改良費」

新型コロナウイルス感染拡大に伴う工期変更等により、

「委託料」及び「工事請負費」を減額するもの

「款 10 教育費」

「項 2 小学校費」

「目 2 教育振興費」

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、各小学校の1学年から4学年の児童に1人1台端末を導入するため、「消耗品費」を増額するもの

「項 3 中学校費」

「目 2 教育振興費」

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、各中学校の2学年及び3学年の生徒に1人1台端末を導入するため、「消耗品費」を増額するもの

「項 4 学校給食費」

「目 1 学校給食管理費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として小学校を臨時休業としたことによる学校給食の休止に伴い、既に発注済みの食材等のキャンセル料相当額を各小学校の私会計に補助するため、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「項 5 社会教育費」

「目 4 青少年対策費」

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、第 15 回ちがさき宇宙記念日が中止となったことに伴い、「報償費」、「委託料」、「使用料及び賃借料」を減額するもの  
(歳入)

「款 1 2 地方交付税」

歳出の事業の財源として、「特別交付税」を増額するもの

「款 1 6 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「母子生活支援施設負担金」、「生活保護適正実施推進事業費補助金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「疾病予防対策事業

費等補助金」、「公立学校情報機器整備費補助金」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「社会資本整備総合交付金」を減額するもの

「款 17 県支出金」

歳出の事業の財源として、「母子生活支援施設負担金」を増額するもの

「款 18 財産収入」

歳出の事業の財源として、「市有土地貸付収入」を増額するもの

「款 20 繰入金」

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」を減額するもの

「款 21 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 22 諸収入」

歳出の事業の財源として、「浜園橋橋りょう整備負担金」



を減額するもの

歳出の事業の財源として、「学校臨時休業対策費補助金」

を増額するもの

「款 2 3 市債」

歳出の事業の財源として、「浜園橋橋りょう整備事業債」

を減額するもの

(継続費の補正)

浜園橋橋りょう整備事業において、新型コロナウイルス感染拡大に伴い工期を延長するため、継続費の変更を行うもの

(債務負担行為の補正)

茅ヶ崎第 1 駐車場の土地利活用について実施するアドバイザー業務委託について、契約期間が令和 3 年度にまたがるため、債務負担行為を設定するもの

浜園橋橋りょう整備事業において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う工期延長により、工事発注に係る積算業務及び現場監理業務の期間を変更するため、債務負担行為の変更を行うもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「浜園橋橋りょう整備事業債」を減額したことに伴い、限度額を変更するもの

## **議案第57号 令和2年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(議案書 P25~33)**

歳入歳出それぞれ1,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22,030,697千円とするもの

(歳出)

「款1 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

国民健康保険団体連合会に支払う第三者行為損害賠償請求事務手数料に見込まれる不足額を増額するもの

「款2 保険給付費」

「項1 療養諸費」

「目1 一般被保険者療養給付費」

第三者行為求償事務による損害賠償金の増額に伴い、保険給  
付費の執行に要する経費の財源を更正するもの  
(歳入)

「款3 県支出金」

第三者行為求償事務による損害賠償金の増額に伴い、「普通  
交付金」を減額するもの

「款5 繰入金」

歳出の事業の財源として、「職員給与費等繰入金」を増額す  
るもの

「款7 諸収入」

第三者行為求償事務による損害賠償金の増額に伴い、「一般  
被保険者第三者納付金」を増額するもの

**議案第58号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改  
正する条例**(議案書 P34)

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画と生物の多  
様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とは  
密接に関連があることから、一体の計画として策定し、及び

推進するためのもの

## **議案第59号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例** (議案書 P35~36)

新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯に属する納付義務者等に係る保険料を減免することができることとするとともに、東日本大震災により被害を受けた者の属する世帯の納付義務者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するためのもの

## **議案第60号 茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例** (議案書 P37)

水道法施行規則の改正に鑑み、小規模水道の水質検査等の頻度を改める等のためのもの

**議案第61号 農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて(議案書 P38~41)**

平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正に基づく農業委員会の新制度移行にあたり、認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合について、議会の同意を得るもの

**議案第62号 和解について(議案書 P42)**

市が管理する道路施設の瑕疵による損害賠償請求について和解を成立させるためのもの

**議案第63号 工事請負契約の締結について(議案書 P43~45)**

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館(博物館)建設(電気設備)工事の工事請負契約を締結するためのもの

主な工事内容は、建築工事に付帯する電力設備や映像音響設備及び電話・LAN設備等の電気設備工事

**議案第64号 工事請負契約の締結について**(議案書 P46～48)

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館(博物館)建設(機械設備)工事の工事請負契約を締結するためのもの

主な工事内容は、建築工事に付帯する空調設備、排水設備及び衛生設備等の機械設備工事

**議案第65号 動産の取得について**(議案書 P49～50)

茅ヶ崎市立小学校給食調理場空調設備を取得するためのもの

**議案第66号 市道路線の廃止について**(議案書 P51～53)

赤羽根地内の道路で、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するもの

**議案第67号の1～8 市道路線の認定について**(議案書 P54～77)

1 浜竹二丁目地内の道路で、株式会社ハートフルス

テージにより造成され、本市に帰属したもの

2 中海岸二丁目地内の道路で、株式会社ハートフル  
ステージにより造成され、本市に帰属したもの

3 浜見平地内の道路で、 独立行政法人都市再生機  
構により造成され、本市に帰属したもの

4 本村三丁目地内の道路で、株式会社レイトンホー  
ムにより造成され、本市に帰属したもの

5 室田一丁目地内の道路で、株式会社東栄住宅によ  
り造成され、本市に帰属したもの

6 小和田二丁目地内の道路で、住友林業株式会社によ  
り造成され、本市に帰属したもの

7 今宿地内の道路で、株式会社富士建設により造成  
され、本市に帰属したもの

8 堤地内の道路で、市内在住の個人から、交換によ  
り取得した道路と道路として整備された水路を、新  
たな市道路線として認定するもの

## 報告第5号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について(議案書 P78)

(令和元年度事業報告)

公有用地の取得及び売却なし

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るため、6,026.79平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、金額は、36,662,525円となるもの

(令和元年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は36,663,053円となるもの

収益的支出については、事業原価及び販売費及び一般管理費で、合計は6,239,819円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金で、合計は2,410,000,000円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金で、合計は2,436,523,156円となるもの



もの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し引いた26,473,943円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、合計は2,573,981,783円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前受収益で、合計は1,910,874,819円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純利益で、合計は663,106,964円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2,573,981,783円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、附帯等事業収益で、36,66

2, 525円となるもの

事業原価については、附帯等事業原価で、261,617円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたもので、36,400,908円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、30,422,706円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、30,423,234円となり、この額が当期純利益となるもの

(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、28,578,792円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、25,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物増加額は、3,578,792円  
となり、現金及び現金同等物期首残高17,895,1  
51円に3,578,792円を加えた21,473,  
943円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの  
(財産目録)

令和元年度末における、資産合計から負債合計を差  
し引いた663,106,964円が純財産となるもの  
の

(借入金明細書)

令和元年度中の借入及び返済状況を借入先別に表し  
たもので、期末残高は、1,910,000,000円  
となるもの

(公有用地保有状況)

令和元年度末の保有地積は、7,037.92平方メ  
ートル、額にして2,547,507,840円となる  
もの

(令和2年度事業計画)

公有用地取得計画及び売却計画については、予定な

し

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、令和元年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの

なお、これにより算定したものが、令和2年度予算実施計画書となるもの

## **報告第6号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について(議案書 P79)**

(令和元年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化会館事業、美術館事業、松籟庵事業、埋蔵文化財事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事

業収益、指定管理料収益、受取補助金等などで、合計は、690,502,372円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、699,542,306円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、9,039,934円の減額となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減額△9,114,923円より法人税・住民税及び事業税分34,500円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高504,166,025円を加えた、495,016,602円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、568,926,104円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債として退職給付引当金で、合計は、73,909,502円となるもの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、568,926,104円となり、資産合計と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和2年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」並びに「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業」、収益目的事業として、物品販売事業及び公益目的外施設貸与事業を行うもの

事業計画については、令和2年度事業計画書及び収支予算書のとおり

## 報告第7号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P80)

本報告は、土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和元年度事業実績に関する書類及び令和2年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和元年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収入合計は88,356,954円、支出の部については、損害保険料から消費税まで、支出額合計は38,412,836円、当期信託利益金は、収支差額の49,944,118円となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,

309,084,991円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計は54,722,869円、資本の部については、引受不動産及び修繕積立金等で、合計は1,204,418,004円、負債・資本の部の合計は1,259,140,873円となり、資産合計から負債・資本合計を差し引いた49,944,118円が当期末処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期末処分利益金から元本組入額を差し引いた30,700,000円が、令和元年度の信託配当額となるもの

(令和2年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信託契約期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間のもの



(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

信託配当額については、今年度予定されている茅ヶ崎トラストビル全体の防水工事等の財源とするため、前年度とほぼ同額を計上

## **報告第8号 令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P81~85)**

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「本庁舎跡地整備事業」、及び「防災行政用無線整備事業」の令和元年度の年割額の執行残額を、令和2年度に逡次繰越するもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「小和田地区ボランティアセンター整備事業」、 「小和田

地区地域包括支援センター整備事業」、及び「福社会館解体事業」の令和元年度の年割額の執行残額を、令和２年度に逡次繰越するもの

「項２ 児童福祉費」

「小和田児童クラブ整備事業」の令和元年度の年割額の執行残額を、令和２年度に逡次繰越するもの

「款８ 土木費」

「項５ 住宅費」

「（仮称）小和田地区市営住宅整備事業」の令和元年度の年割額の執行残額を、令和２年度に逡次繰越するもの

「款１０ 教育費」

「項５ 社会教育費」

「（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業（旧和田家改修工事）」の令和元年度の年割額の執行残額を、令和２年度に逡次繰越するもの

## 報告第9号 令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越 明許費繰越計算書について(議案書 P87~93)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「文書管理経費」において、文書管理システムの改修業務委託について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「庁舎維持管理経費」において、分庁舎空調設備の改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「項3 戸籍住民基本台帳費」

「住民基本台帳ネットワークシステム業務管理経費」において、新しいウイルス対策ソフトの変更作業について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「個人番号カード等交付事務管理経費」において、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金請求事務処理について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰

越明許するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「福社会館解体事業」において、跡地売却に向けた不動産鑑定評価委託について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「皆楽荘管理経費」において、皆楽荘屋上防水工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「項2 児童福祉費」

「民間保育所等施設整備事業」において、平和学園幼稚園旧園舎解体工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「母子健康診査相談事業」において、母子保健情報連携システムの改修作業について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「斎場施設管理運営経費」において、斎場キャリアカー及び遺体保冷庫の更新等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「項2 清掃費」

「収集車等購入経費」において、収集車両について、年度内での納車が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「款6 農林水産業費」

「項1 農業費」

「強い農業・担い手づくり総合支援事業」において、被災農業者が行う農業施設の再建、修繕等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「款7 商工費」

「項1 商工費」

「道の駅整備推進事業」において、市道0121号線南側歩道改良工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「プレミアム付商品券事業」において、商品券発行販売業務委託について、換金等の一部業務が翌年度にまたがるため、令和2年度に繰越明許するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「道路橋りょう総務管理経費」において、茅ヶ崎駅北口駅前広場エレベーター修繕工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「補修作業用諸費」において、本村地下道のポンプ設備更新について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「市道7449号線道路改良事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「高田萩園線道路改良事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「狭あい道路整備事業」において、地権者との施工日時の

調整に伴い、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「道路照明灯等関係経費」において、道路照明灯設置工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「北部地区幹線道路改良事業」において、下寺尾芹沢線道路改良工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「浜園橋橋りょう整備事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

#### 「項4 都市計画費」

「自転車プラン推進事業」において、国の多様なモビリティ導入支援事業補助金の公募開始が令和2年3月とされたことに伴い、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「国県事業対策費」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越

明許するもの

「香川駅周辺整備事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「萩園地区産業系市街地整備事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「公園緑地等管理運営経費」において、公園長寿命化計画策定に係る事務及び湘南夢わくわく公園内施設の撤去工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「甘沼向原公園整備事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「(仮称)浜竹四丁目地内公園整備事業」において、事業用地の買収について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業」において、歩道改良工



事及び駅前広場設計委託について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「款10 教育費」

「項1 教育総務費」

「教育事務委託負担金」において、藤沢市が実施する滝の沢小学校空調工事等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「項2 小学校費」

「学校教育振興関係経費」において、教員が使用する教科書及び指導書等の購入について、年度内での納品完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「学校施設整備事業」において、浜須賀小学校の南側サッシ、緑が浜小学校のプール濾過装置、小出小学校外1校の放送設備、柳島小学校・今宿小学校のトイレ、緑が浜小学校の空調機器の改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「情報機器配備運営経費」において、小学校における児童1人1台端末の整備等について、年度内での完了が見込め

なかったため、令和2年度に繰越明許するもの

### 「項3 中学校費」

「学校施設整備事業」において、浜須賀中学校の長寿命化改修工事設計業務委託及び第一中学校南棟サッシ改修工事について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「情報機器配備運営経費」において、中学校における生徒1人1台端末の整備等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

### 「項4 学校給食費」

「学校給食管理運営費」において、小学校給食調理場空調設備整備事業について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」において、既に発注済みの食材のキャンセル料等の支払い及び保護者への給食費返還について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

### 「項5 社会教育費」

「（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業」において、旧三橋家住宅の耐震補強及び移築設計業務委託及び旧和田家住宅の耐震改修工事監理業務委託について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

「管理運営経費」において、図書館のエレベーター改修工事等について、年度内での完了が見込めなかったため、令和2年度に繰越明許するもの

## **報告第10号 令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について**(議案書 P95～97)

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「防犯対策事業」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、事故繰越しするもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「斎場施設管理運営経費」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、事故繰越しするもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「常備消防管理経費」において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、事故繰越しするもの

## **報告第11号 令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について(議案書 P99~103)**

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「汚水施設整備事業費」については、管渠布設工事の施工に際し、支障物件移設工事に不測の日数を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの

「長寿命化事業費」及び「柳島ポンプ場整備事業費」については、入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの

「一般管理費」については、茅ヶ崎市萩園字上ノ前地区土地整理組合に対する助成について、地権者との合意形成に不測の日数を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規程による繰越額として、「施設管理費（官渠費）」については、入札不調に伴う再入札に不測の日数を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの

## **報告第12号 令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の繰越計算書について(議案書 P105~107)**

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「手術室空冷チラー更新工事・空調設備更新工事」については、手術室系統の配管経路改修作業に不測の日数を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの

「資産購入費」については、受注生産である高圧蒸気滅菌装置の納期に時間を要したため、事業費を令和2年度に繰り越すもの